

八尾市における指導監査について

八尾市健康福祉部福祉指導監査課

令和 8 年 2 月作成

指導監査実施内容

指導監査の実施については、平成29年度に改正された社会福祉法に基づく、各種の手続きが適正に実施されているかを確認するため、八尾市社会福祉法人等指導監査要綱等に基づき実施しています。

また、実地での指導監査は、施設ごとにそれぞれの個別法をはじめ、厚生労働省の通知、八尾市老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、八尾市障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等や関係法令に基づき実施しています。

指導監査実施状況

(1) 社会福祉法人

社会福祉法人の制度改革後、大きく変更のあった理事・監事・評議員の選任方法や理事会・評議員会の開催、情報の公表などについて重点的に行いました。

(2) 社会福祉施設

社会福祉施設につきましては、施設ごとの個別法をはじめ関係法令に基づき、利用者支援、職員処遇等、食事提供、会計監査の項目にわけ、指導監査を行いました。

社会福祉法人指導監査の目的及び方針

①指導監査の目的

指導監査は、社会福祉法人の運営全般について、社会福祉法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた社会福祉法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業等の健全な経営の確保を図ることを目的とします。

②指導監査の方針

社会福祉法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた社会福祉法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保が図られるよう、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日、雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）の別紙「指導監査ガイドライン」に基づき指導監査を実施します。

社会福祉法人監査の主な指摘事項

法人の自主性・自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項についての運営実態を確認することによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ります。

上記を踏まえ、法人指導を行う基準として、「社会福祉法人指導監査実施要綱」を始めとした諸規定に基づき指導監査を行っています。

その中で、次ページ以降に記載の項目につきましては、指導監査時に指摘の多かった事項となりますので、法人運営の際ご注意ください。

指摘が多かった事項（法人運営関係）

評議員会の招集・運営について

評議員会の日時・場所・目的（議題）・議案については、理事会の決議により定めること。

評議員会の招集は開催の1週間（中7日間）前までに行うこと。

決議において特別の利害関係を有する評議員がいるか確認を行い、議事録に記載すること。

評議員会の議事録について、法令に定められた事項を記載すること。

指摘の多かった事項（法人運営関係）

理事会の招集・運営について

理事会の招集通知については理事及び監事の全員に対して開催の1週間前までに行うこと。

決議において特別の利害関係を有する理事がいるか確認を行い、議事録に記載すること。

理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告については実際に開催された理事で、定款等に定められたとおりに行うこと。

理事会の決議があったとみなされる事例があったが、理事全員の同意の意思表示を確認できる書類を残しておくこと。

指摘の多かった事項（法人運営関係）

理事・監事・評議員の選任について

役員・評議員の選任手続きにおいて、欠格事由に該当しないことを法人において誓約書等により確認しておくこと。

役員・評議員の選任手続きにおいて誓約書の徴取を行っているが、内容が社会福祉法に則したものではなかった為、様式を見直し、欠格事由に該当しない旨等の確認を行うこと。

監事の選任に関する評議員会の議案については、監事の過半数の同意を得ること。

長期にわたり理事会に出席していない監事がみられるので、開催日時の調整を十分に行うか、監事の交代を検討すること。

指摘の多かった事項（法人運営関係）

経理規程について

経理規程の内容が社会福祉法及び社会福祉法人会計基準に準拠したものとなっていないため、改正すること。

附属明細書について

附属明細書の金額と計算書類の金額に不一致があったため、適切に作成すること（正確に作成するための手続を整備すること）。

附属明細書の一部が作成漏れになっているので、漏れなく作成すること。

計算関係書類について

計算書類においては、適切な勘定科目を使用すること。

評議員の改選について

定時評議員会と同日のうちに、評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行い、かつ新評議員が同日付で、就任承諾を行う場合には、新旧評議員が切れ目なく選任されるものでありますが、同時開催が不可能な場合については、①定時評議員会よりも前の日に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任を議決②定時評議員会よりも後の日に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任を議決のパターンが考えられます。

それぞれにつき、国が示した留意事項がありますので、以下の通知をよくご確認のうえ、改選のスケジュールを立てていただきますようお願いいたします。

【別添資料①】「評議員の改選（評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等）に係る留意事項について」（令和3年1月27日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡 別紙）

監事の選任について

監事の選任について評議員会へ提案する場合は、評議員会へ提案することについて、現在の監事の過半数の同意を取する必要があります。

監事の過半数の同意を得ていることを証明するものとしては、①監事からの選任同意書を徴取する、②理事会で監事が同意について発言した旨の議事録への記載及び監事の議事録への署名等の方法が考えられます。

なお、改選で同一人が再選される場合であってもこの同意は必要です。現に在任している監事の過半数の同意となり、監事が2名であれば、2名とも同意が必要となります。

理事会の決議の省略

平成28年改正法の施行前は、定款に定めることにより、欠席した理事の書面による議決権の行使（書面議決）が認められていましたが、平成28年改正法の施行後は、理事会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこととされており、書面議決の方法によることはできなくなっています。

なお、定款に、理事会の議案について、**理事の全員（※理事長も含みます。）**の同意の意思表示がある場合には理事会の議決を省略することは認められているため、この定めがあるときは、理事の全員の事前の同意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があったとみなすことができます（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条）。この場合には、理事会の決議が省略されたことが理事会議事録の記載事項となり（規則第2条の17第4項第1号）、理事の全員の意思表示を記す書面又は電磁的記録は、決議があったとみなされた日から10年間主たる事務所に備え置かなければなりません（法第45条の15第1項）（指導監査における取扱いについては、6の（2）記録を参照）。

また、当該提案について監事が異議を述べたときは、決議要件を満たさないため、監事からも当該提案について同意書を徴収することが望ましいです。

評議員会の決議の省略

理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされます（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項）。

また、理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったとみなされます（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第195条）。

評議員、役員 の 権利義務について

評議員や役員が任期満了又は辞任によって欠員が生じた場合、その任期の満了又は辞任により退任した評議員や役員は、新たに選任された評議員、役員が就任するまで、なお評議員、役員としての権利・義務を有することになります（法第42条第1項、45条の6第1項）。※評議員が理事や職員になるなど、欠格事由に該当する場合を除く。

「権利義務を有する」ということは、評議員会や理事会に出席し決議を行うことや、意見を述べることができ、任務を怠った場合に損害賠償の責任を負う（法第45条の20、第45条の21）こととなります。

評議員や役員が辞任された後、新たに評議員や役員が就任する前に評議員会や理事会を開催する場合は、辞任されてもなお権利義務を有する評議員又は役員は出席する義務があり、**決議の省略によって行う場合には、辞任されてもなお権利義務を有する評議員又は役員から同意や異議のない意思表示を受ける必要がありますので、招集等の手続きの際はご留意ください。**

理事長及び業務執行理事における 職務執行状況の理事会報告について

理事長及び業務執行理事は、理事会（注2）において、3か月に1回以上職務の執行状況についての報告をする必要があります。なお、この報告の回数は定款の相対的記載事項であり、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上（注3）とすることができます（法第45条の16第3項）。

（注2）この報告は、実際に開催された理事会（決議の省略によらない理事会）において行わなければなりません。

（注3）定款で理事長及び業務執行理事の報告を「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上」と定めた場合、同一の会計年度の中では理事会の間隔が4か月を超えている必要があるが、会計年度をまたいだ場合、前回理事会から4か月を超える間隔が空いていなくても差し支えありません。例えば、定款の定めに基づき、理事会を毎会計年度6月と3月に開催している場合、3月の理事会と6月の理事会との間隔は4か月を超えるものではないが、会計年度をまたいでいるため、当該間隔が4か月を超えていなくても差し支えありません。

なお、理事の理事会への報告事項については、理事及び監事の全員に当該事項を通知したときは、当該事項の理事会への報告を要しません（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第1項）。例えば、同条第1項の規定により報告を省略できるものとしては、競業又は利益相反取引をした理事の当該取引に関する報告（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第92条第2項）があります。もっとも、上記の理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の定期的な報告については、この規定は適用されず（同条第2項）、必ず実際に開催された理事会において報告を行う必要があります。

評議員、役員等報酬等について

「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当のことをいいます。役員等報酬規程に基づかない役員報酬や給与の支給という場合は「特別の利益」に該当すると考えられます。

(ガイドライン III-4-(1))

また、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要があります。

(「社会福祉制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQの改訂について) (平成28年11月11日事務連絡 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課) 問45参照)

法人関係者へ支払う報酬等については、法人側に説明責任があることから、役員等報酬規程に規定し、適正な根拠に基づいた支給になっていることを確認するようにしてください。

社会福祉法人の不正事案に関する 注意喚起について

【別添資料②】のとおり、既に本市所管内の社会福祉法人には、周知しておりますが、社会福祉法人の不正事案についての注意喚起がありました。①法人制度ではそもそも存在しない「経営権」を旧理事長から理事長へ移転する取引が行われ、②理事長に就任後、法人の資金を法人外に流出させ、新旧理事長が、贈収賄及び業務上横領罪で逮捕される事案が発生しているとのことです。

今一度、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の社会福祉法人制度改正の趣旨を徹底していただき、不正事案を未然防止し、適正な事業運営を行っていただきますようお願いいたします。

社会福祉施設指導監査の目的及び方針

①指導監査の目的

指導監査は、社会福祉事業の運営全般について、関係法令、関係通知等に基づき適正に運営されているかを審査し、必要な助言及び指導を行うことにより、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保を図ることを目的とします。

②指導監査の方針

指導監査は、利用者の支援及び尊厳の保持のため、八尾市社会福祉施設等指導監査実施要綱第3条各号に定める施設及び事業の管理者に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業の運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立ったサービス等の提供及び質の向上を図ることを目的として実施します。

社会福祉施設指導監査の主な指摘事項

社会福祉施設は、利用者に福祉サービスを提供する施設であり、これらの方々が自立してその能力を発揮できるよう、必要な日常生活の支援、技術の指導などを行うことを目的としています。法令又は通知等に定められた施設として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な施設運営の確保を図ります。

上記を踏まえ、施設指導を行う基準として、「社会福祉施設等指導監査実施要綱」を始めとした諸規定に基づき指導監査を行っています。

次ページ以降に記載の項目につきましては、指導監査時の指摘事項となりますので、施設運営の際ご注意ください。

指摘の多かった事項（社会福祉施設）

利用者支援関係

従業者に対し、身体的拘束等適正化のための研修を定期的を実施すること。
（老人福祉施設）

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。（老人福祉施設）

身体的拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知すること。（老人福祉施設）

学校安全計画が策定されていないので、策定すること。（児童福祉施設）

指摘の多かった事項（社会福祉施設）

利用者支援関係

職員、入所者に対して、運営規程の周知を図ること。（児童福祉施設）

自己評価の結果について公表すること。（幼保連携型認定こども園）

保護者が第三者委員に直接苦情受付できる体制とすること。（児童福祉施設）

避難及び消火に対する訓練は月1回以上実施すること。（児童福祉施設）

指摘の多かった事項（社会福祉施設）

職員処遇関係

一部の職員の勤務時間が週40時間と超えているので、適切に見直すこと。
（老人福祉施設）

10人以上50人未満の事業場にあっては「衛生推進者」を選任し、従業員に掲示等により周知すること。（児童福祉施設）

学校保健衛生法施行規則第13条及び第14条に定める胃検診が行われていなかったため、職員の健康診断については、漏れなく実施すること。（幼保連携型認定こども園）

利用者の処遇に係る人権や虐待防止に係る研修については積極的に実施すること。
（児童福祉施設）

指摘の多かった事項（社会福祉施設）

食事提供関係

夕食の検食について、食事提供後に実施されているため、食事提供前に実施すること。（老人福祉施設）

保存食について、原材料が保存されていない、可食部分を保存していない、保存量が少ないと言った状況が見受けられた。すべての原材料及び調理済み食品について、可食部を50g程度ずつ保存すること。（老人福祉施設）

検食簿において、実施記録の記載に漏れがあったため毎回職員による検食を実施し記録すること（老人福祉施設）

検食は食事提供前に実施し、検食簿に記録すること。（児童福祉施設）

粉ミルクについては開記し、保管状況の把握を徹底すること。（児童福祉施設）

保育施設の事故防止対策について

保育分野においては、事故防止対策として、園外活動等の場面の切り替わりにおける児童の人数確認のダブルチェック等の体制強化及び、児童の欠席について保護者から連絡がない場合の保護者への速やかな確認がとられているか等についてを指導監査項目としており、大多数の施設で適切に対応が行われています。今後も児童の命を守る観点から、引き続き取り組みいただけますよう、お願いします。